

(14) 市内の一連二組以上同時に行商に入る事
(15) 物品の押賣は為すべし
斯くして行商隊は昨二十五日市内各方面へ行商し
午後三時引揚る事と報告上代金計百二十六円純益二
十七円を得

○ 奉天圖集合所、状況

一昨二十四日及昨二十五日、集合所八組、第一二三
支部、支店、所、度量院、指ヶ谷、所、農澤院、久望、所、三
福、所、方及、滝、川、所、田端、一、二、四、所、幕、所、明、會、館、也
が所、三、所、集、合、所、の、状、況、は、米、報、に、照、ら、す、と、同、様、十、八
名、宛、左、記、の、通り
○ 小石川と竹早の第二支部、集合者約百八十名

集合者中、秋谷葉二、為菊、豊長、主人、間ノ社
重ニアルゴヨクアホコトアリ、二階級アリ之等階
級一帯ニアルゴヨクアホコトアリ、アヨリ採取セント
シ、アノ階級ノ採取ヲ蒐ル生活ノ安定ヲ得ントシ
關身ヲ續テ居ル、知アル今日、身業ニ其ノ過リヲ
アル益、國統ヲ鞏固ニシアルゴヨクア階級ノ謀藏ヲ
期セラレタシト述ビ、次に、勸國縣清水製材工場
合意、藤米之外、三、演説アリ、その後、次ノ如ク
協賛ヲ為シ、午後四時半散會ス

決 議

今回ノ事件ニ對シ、吾々、同一行動セズ、若シ
同一行動ニ出スル場合、反動者ト見做シ、徹